The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	モダリティ表現にまつわる事実性の意味論 : DEVOIR, POUVOIR, SIの意味効果をめぐって
Author(s)	岸本, 聖子
Citation	大阪大学, 2016, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/59632
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　　岸　本　聖　子　　）	
論文題名	モダリティ表現にまつわる事実性の意味論 ―*DEVOIR, POUVOIR, SI*の意味効果をめぐって―

論文内容の要旨

本研究はフランス語の法助動詞DEVOIR, POUVOIRおよび接続詞SIがそれぞれ持つ事態の事実性を扱う用法について，その機能と特徴を語用論的さらには談話的な側面から明らかにすることを目的とする．より具体的には下記のような言語現象を扱う．

(1)　Etant donné les propriétés physiques et chimiques de la molécule H_2O, l'eau ***doit***, sous la pression atmosphérique normale, bouillir à cent degrés.

(2)　L1—Elle est très belle, elle est superbe !
L2—Elle *peut* être belle, mais elle n'est pas très sympathique.

(3)　*Si* Pierre est parti, c'est qu'on l'a mal reçu.

それぞれ，DEVOIRの真理的用法，POUVOIRの譲歩用法，接続詞SIの事実用法と呼ばれるものである．

第1部では本研究の指針を明確にすることを目的とし，第2部へとつながる予備的考察を行う．第1章では本研究における分析の姿勢として，モダリティ研究の主要な流れを概観したあと，フランス語の法助動詞DEVOIR, POUVOIRおよび接続詞SIは，いずれも現実スペースと現実以外のスペースの両スペースが展開されなければ意味機能として成立しないため，そのスペース構成的理由から，原則的に＜事実未定・非現実を表すモダリティ＞であることを確認する．また，しばしばモダリティの概念と拮抗する証拠性としてのカテゴリー化は除外することを論じる．その理由は，①発話行為レベルの表現の扱い方の議論がそもそも不十分であり，どのような次元でどのようなメカニズムで発話行為レベルであるのか不明，②証拠性の概念が情報源として推論をも含むが，「～らしい」に代表される伝聞のように，他者の言説を自己の発話に取り入れるのと，知覚的にせよ知識に依存するにせよ，ある情報から自らの見解を創出するのとでは，発話操作上大きな違いが認められる，③話し手のフィルターが大きく関与している，すなわちかなり主観性の強い表現を扱いづらい，などに求められる．認知言語学のこれまでの主要なモダリティ理論は，モダリティ現象および多義性を記述するには適しているが，本研究で考察するような用法を説明するには不備があることを示す．分析の指針として，「聞き手」の存在をより意識した分析および「発話」レベルを念頭においた分析の必要性を論じ，認知語用論的な観点の導入を試みる．

また，第2章では，間主観性の概念を導入することの重要性，および，DEVOIR, POUVOIR, SIそれぞれが持つ事実と関わる用法と，フレーム，理想認知モデル，談話記憶などの知識ベースとの関連を論じ，最後に発話の語用論的 (発話行為的) 側面を含めた理論化の導入を検討する．

第2部では，事例研究として，法助動詞DEVOIR, POUVOIRおよび接続詞SIの個々のマーカーについて詳察する．第3章ではDEVOIRの真理的用法を取り上げ，これまで真理的用法とされていたDEVOIRの振る舞いに，言語行為的機能が備わっていることを主張する．DEVOIRの真理的用法の認定については，複数の言語テストにより，他の用法との違いがある程度明確にされている．例えばprobablement, certainementなどの副詞を用いた文でパラフレーズできない，部分疑問とは両立可能である，また，puisqueを用いた従属節で用いることができる，などである．意味的には，拘束的意味や認識的意味には，当該の現実事態とそれに関連して発話者が思い描く理想事態との間に乖離がみられるという特徴がある．真理的用法では，しかし，両者は一見合致しているように見える．Tous les hommes *doivent* mourir.の場合には人間がいずれ死に直面するという周知の事実を述べているにすぎない．だとすれば，この内容を的確に伝える役割を持っているのは現在形であるはずである．世界の真理に関する事態描写の場合，知識の中で真理と捉えられているものは通常現実世界の具体例についても真であると見な

すことから，元来は"現実スペースでの事態P(0)=理想スペースで描いた事態P(i)"というイコールの関係で結ばれ完全に重なり合う．しかしあえてDEVOIRを用いて表現することは理想スペースで描いた事態P(i)に重なっている現実スペースの事態P(0)のステイタスをわざわざ一旦引き下げる（=P(-)）ことに等しい．本来ないはずの乖離を作為的に創出し，この世界のありようの捉え直しをしているのである．しかし，DEVOIRが本来もつ，「何かが欠けている状態をデフォルト的な理想的事態P(i)に向かわせる」という性質により，P(-)は再び真理を指向する状態にある．以上から，「確認」「念押し」「説得」などの意味効果が得られると考えられる．

第4章ではPOUVOIRの譲歩用法を取り上げ，譲歩用法がPOUVOIR-MAISという構文単位で捉えられるべきであることを確認し，POUVOIRには既成命題を是認するという機能があることを主張する．また，法助動詞DEVOIR / POUVOIRをまとめて取り扱い，どちらにも陳述様態が認められることを主張する．POUVOIR（およびDEVOIR）に関わる根源的用法と認識的用法の意味論的な違いは，Le Querlerが「内的叙述」と「外的叙述」という用語を用いて説明した．前者は主語と動詞の関係の内に成立させるタイプの様態であり，後者は主語と動詞が成す関係にmodalitéが覆い被さる形で関与する．そして，認識的用法や，譲歩用法は外的叙述に分類される．しかしこのような様態付与の規定では譲歩用法や真理的用法の微細な特徴を捉えきれない．第一にLe Querlerの分析には，「論争の譲歩」は射程に入っていない．論争の譲歩を外的叙述と同じモダリティに分類すべきかどうかは疑わしい．第二に，論争の譲歩を表すPOUVOIRは直説法現在形で表された文の意味との平行性が観察されるが，直説法現在形でも伝達可能な事柄をあえてPOUVOIRを用いて表すことの意図はどこから生まれるのかが捉えきれない．POUVOIRの論争の譲歩用法は直説法現在形にパラフレーズできるという観察から，この表現の選択には何らかの意図が絡むと仮定する．また，直説法現在形にパラフレーズできるということは，事態の事実性を述べているのと同等であり，認識的用法に代表される「外的叙述」や「存在の様態」とは区別される必要がある．本章ではこの問題を，発話者による事態の述べ方の方策と関連づけて考える．POUVOIRの譲歩用法には，DEVOIRの真理的用法とともに，陳述様態が観察される．これは言明の仕方の工夫に関する様態であり，聞き手に対しどのように命題Pを伝えるのか，という伝え方の様態である．従って命題Pの実現性(真偽性)に関与し，その在り方に様態を添えるものとは区別される．特徴は，命題Pは談話内での発話の一部，あるいは談話への参加者が共通して持つICMによってすでに事実として認定されている内容であり，直説法現在形へのパラフレーズが可能である点である．

第5章では，接続詞SIの事実用法について詳述する．事実用法の分類は種々あるが，本研究では便宜上，(1)習慣用法，(2)説明的用法，(3)譲歩用法，(4)対照用法，(5)添加用法，(6)強調用法を扱う．認知言語学の枠組みでは，フランス語のSIに相当する英語のIFについての考察が蓄積されており，上記のSIと同等の用法には「伝聞」の機能が与えられることがある．そもそも，条件用法の基本的な機能は現実世界以外の世界を導入すること，と規定される．その規定を，上記のような例に適用すると，現実世界で成り立つ命題を，本来は現実世界以外の世界に言及する形式を用いて表すということになる．このような意味世界の広がりが見られるのは，実はSIだけではない．法助動詞DEVOIRの真理的用法やPOUVOIRの譲歩用法もまたモダリティ世界を表示する機能でもって現実世界における命題を表している．本研究ではさらに，SIの事実用法が，話し手および聞き手のそれぞれにおいてのPにまつわる情報の既知性をもとに，その既知性を利用した話し手の発話操作が絡むことを論じる．さらに話し手による発話の陳述性の程度に度合いが見られることも観察する．問題となる命題内容は，基本的に聞き手にとっても既知であることがこれまでにも確認されているが，さらに，必ずしも既知的な情報が扱われているわけではないこと，また，その場合には聞き手の注意を喚起したり，情報の押し付けになったりするという意味効果が見られることを観察する．いずれにせよ，話し手は当該の発話を，事実Pを捉え直したり，再解釈したりするものとして提示することを示す．

最後に第3部第6章では，上述の各モダリティ表現の事実を扱う用法が，すべて「共同注意」という共通の認知基盤によって支えられることを示す．その過程でそれぞれのマーカーの示す特徴の共通点と相違点を明らかにし，また，これまであまり扱われてこなかった，SI節内部に現れるDEVOIRや，SI節を用いたトートロジー的表現についても詳察する．

本研究を通して，DEVOIR, POUVOIR, SIというモダリティ表現が事実性を表す場合，背後に発話者のレトリック上の発話意図が絡んでいることを示す．

様式７

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（岸本　聖子　）		
論文審査担当者	（職）	氏　名
主 査	教授	春木　仁孝
副 査	教授	井元　秀剛
副 査	教授	三藤　博

論文審査の結果の要旨

本論文はフランス語の法助動詞pouvoir（英：may, can）とdevoir（英：must）および接続詞si（英：if）という、いずれも本来的には現実スペースではなく、モダリティ的なスペースの事態を表す機能を持つ表現が、現実世界のいわば事実を導入する用法について、その機能と特徴を明らかにしようとしたものである。具体的にはdevoirの真理的用法、pouvoirの譲歩的用法、siの事実用法が対象である。

本研究では、先ずモダリティと、それに密接に関係する証拠性の概念について先行研究を検討した上で、証拠性の概念からのアプローチには問題があること、また伝統的なモダリティ理論でも本論文の対象の分析には不十分であり、聞き手の存在を取り込んで間主観性に留意した「発話（産出行為）」のレベルの問題として認知語用論的な観点からのアプローチが必要であると主張する。そのために、間主観性、フレーム、理想認知モデル、談話記憶などの知識ベースといった認知語用論的な理論の枠組みを導入している。

devoirに関してはTous les hommes doivent mourir.のような真理用法を詳しく分析している。拘束的用法や認識的用法においては事態と発話者が思い描く理想的事態との間に乖離が見られるのと同様に、真理用法では現実スペースの事態のステータスをあえて一旦引き下げることで、「確認」その他の意味効果が生まれることを主張している。次にpouvoirについては既成の命題を是認する論争的な譲歩用法を取り上げるが、これまでdevoirとpouvoirに関して本論文で問題にしているような語用論的な観点からの分析はほとんど存在しない。著者は英語に関するPalmer, Sweetser, 澤田治美などの研究を参考にした上で、devoirの真理的用法とpouvoirの譲歩的用法はいずれも言語行為的用法であるが、両者は既存の事態にある種のニュアンスを添えて伝えるという機能があり、それを著者は「陳述様態」と名付ける。つまり本論文で問題にしているこの二つの法助動詞の用法はいずれも事態の述べ方の方策と捉えることができ、同じ「陳述様態」というスケール上に位置づけることができ、直説法現在が事態をニュートラルに伝えるのなら、それを挟んで、pouvoirは事態を言明する力が弱く、devoirは言明の力が強いという関係になると主張する。

さらに本来的には現実スペース以外の事態を導入するという機能を持つ接続詞si が既知の事実を導入する種々の用法を取り上げ、やはり話し手が事態を捉え直したり再解釈したりするという述べ方の方策として分析している。またsi節や後件にdevoirやpouvoirが現れる発話というこれまでほとんど研究されていない現象についても興味深い考察を行っている。

最後に三つの表現についての以上のような分析を通して観察される述べ方の方策､特にその間主観性に関して、心理学で用いられる「共同注意」の概念を援用して統一的な説明を与えて論文のまとめとしている。

試問では、いわゆる疑似条件文と発話行為条件文の違いや、devoirやpouvoirと同じスケールでsiの陳述様態を比較することができるのかといったように、siに関しては今後さらに検討すべき問題が残っているという指摘がなされた。また先行研究の検討が詳しくなされてはいるが、それに対して執筆者本人の立場、特にモダリティをどのように定義するのかについて必ずしも明快でないという指摘などもなされたが、三つの表現の事実用法という研究があまりなされていない用法を詳しく分析するだけでなく、これまで個々に研究されてきた三つの語を共通の観点から捉えるという新たな視点を提供した点は高く評価でき、今後の研究の発展が期待される。以上のように本論文は、博士（言語文化学）の学位論文として価値のあるものと認める。

なお、チェックツール“iThenticate”を使用し、剽窃、引用漏れ、二重投稿等のチェックを終えていることを申し添えます。